

最低賃金全国一律制度の法改正を求める請願署名

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

【請願趣旨】

最低賃金は2024年の改定によって加重平均1,055円となり、最高額の東京(1,163円)と最低額の県(951円)との差は212円(18.2%)です。地域別最低賃金による額差は、地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となり、最低賃金の大幅引き上げ、格差解消が地方政治の焦点となっています。なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げすることは喫緊の課題となっています。

私たちが全国28の都道府県(4万8千人超)で取り組んできた「最低生計費試算調査」で「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円(時給1,500円)以上必要であることが明らかになっています。特に、この間の物価高騰のもとでは、月額25万円(時給1,700円)が必要との試算結果がでています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正することが必要です。

最低賃金法を改正し、全国一律「1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

【請願項目】

- すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏 名	住 所
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村

※氏名・住所欄は「〃」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。
※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報が利用されることはありません。